

## 「豊橋市の責任問う」

### 浜名湖ボート事故、遺族が提訴表明

記 西野 友章

2010年6月に浜松市の浜名湖であったボート転覆事故で、亡くなった豊橋市立章南中学校1年の西野花菜（当時12）の父である私が17日記者会見で、静岡県や豊橋市などを相手に損害賠償を求める訴訟を起こすことを表明し、「市の責任を明らかにしたい」と語りました。

事故は荒天の中、野外体験学習が実施される中で発生。同級生の1年生らが乗ったボートが転覆し、花菜が水死しました。訴える相手は、体験学習を実施した「静岡県立三ヶ日青年の家」の設置者である静岡県、施設運営を委託された「小学館集英社プロダクション」（東京都）も含めました。私たちは6千万円を超える請求額を検討しています。

### 怒りと疑問と

豊橋市教育委員会は一貫して、三ヶ日青年の家に一義的な過失責任があると主張。「静岡の施設のプロに任せる中で、事故は起きた」（佐原光一市長）との立場です。私は「施設に丸投げしていたから、学校側に責任がないというのはおかしい」と事故後指摘し続けてきました。

私たちの怒りと疑問をかきたてる写真があります。「中学生になってからの花菜の写真が少ない」と学校に頼むと、事故当時の写真を渡されました。レインコートを着て整列する生徒たち。強風の湖面には白波が立ち、写真に映り込むほどです。花菜も「見たことがない」表情をしていました。「こんな状況で行う教育活動の意味は何なのか。教師はなぜ、訓練中止を訴えなかったのか」

私たちは再発防止を訴え、学校側の責任を問うために署名を集め、豊橋市議会に請願しました。私は「手を尽くしたが事故直後からの市の対応はまったく変わらなかった」

## 削られた文言

豊橋市教委は昨年、校外学習の安全確保の指針を公表。今年4月に改訂し、「再発防止に取り組んでいく」としています。市教委が市議会に出した原案には「教育活動は学校の責任において行われる」との文言がありました。担当者は「どんな場合でも学校の責任という曲解を招く心配があるため」と説明します。

一方、静岡県教委が4月に示した教員向けのマニュアル案では「学校の責任で教育活動が行われる」となっています。

私たちは「転覆について重い責任があるが、再発防止に取り組む気持は伝わってきている」と静岡県側を訴えることは当初、考えていませんでした。しかし、豊橋市だけを訴えることは難しいため、被告に含めました。

私は「提訴は本意ではなかったが、反省して学校が再発防止に取り組んでくれるならば、娘の死は無駄ではなかったと思える」と話しました。

### 市長「誠意伝わらず残念」

豊橋市の佐原光一市長は17日文書でのコメントを発表しました。

「この悲しい事故を決して無駄にしてはいいないと心に誓い、再発防止に向けた取り組みを全力で尽くしてまいりました」としたうえで、提訴の方針について「これまでの取り組みやご両親に対する誠意が伝わらなかったものと、残念に受け止めております」としています。

【2012年4月18日朝日新聞参照】



## 死亡生徒の両親 提訴へ

### 豊橋市などに損害賠償求め

#### 「荒天、安全配慮怠る」

記 西野 友章

浜松市の浜名湖で2010年6月、野外教育活動中のボートが転覆し、愛知県豊橋市章南中学校1年の私の娘西野花菜（当時12）が亡くなった事故で、私たちは、ボート訓練で安全配慮義務を怠ったとして、野外教育をした豊橋市などを相手取り、損害賠償を求め民事訴訟を名古屋地裁豊橋支部に起こします。17日記者会見し、5月の連休明けにも提訴します。

私は「学校の授業で何の落ち度もない娘が命を落とした。野外教育を企画した豊橋市などの責任を明らかにしたい」と話しました。訴訟額は後日決めます。

代理人の弁護士によると、事故当時は大雨が降る荒天だったにもかかわらず、ボート訓練を続けたのは豊橋市などに民事上の安全配慮義務違反と国家賠償法上に基づく責任があると指摘。授業としてボート訓練を企画した章南中の設置者の豊橋市と、市が訓練を委託した施設「静岡県立三ヶ日青年の家」の管理運営会社・小学館集英社プロダクション、施設設置者の静岡県の3者に連帯責任があるとなりました。

事故をめぐり、私は3月16日、豊橋市が事故の責任を認めて遺族に謝罪するよう求める申し入れ書を佐原光一市長に提出。市からは「今後の安全な養育活動に努める」と書かれた謝罪のない市長名の回答書は13日夕、届いたため提訴を決めました。

### 再発防止へ「責任明らかに」

「学校の責任を明らかにしなければ、事故の再発は防げない」私は、事故から2か月たった今も責任の認めない豊橋市の態度に法廷で争う決断をしました。

私は事故後、章南中からボート訓練当時の写真を手に入れました。広がる灰色の雨雲。はるか沖まで白く波立ち、大粒の雨が湖面を打つ。レインコート姿でボートに乗り込む生徒たちの顔は恐怖を押し殺したようにこわばっていました。

事故の朝、生徒代表で宣誓した花菜は見たこともないほど不安げな表情をしていました。「本当に訓練をやるの」。私は娘の心の声が聞こえた気がして胸を突かれました。

「こんな雨の中でボートをこぐことが教育なら、その目的は何なのか。校長が現地にしたのになぜ中止しなかったのか」

私は妻の光美とともに、市に対し事故の責任を認め謝罪するよう求めましたが、回答に謝罪の言葉はありませんでした。「責任を認めない市に再発防止の議論はできないはず」。静岡県や施設の対応には誠意を感じ提訴をためらっていたが、この回答で心を決めました。

脊髄などが侵される難病と闘う光美を気遣い、医者になる夢を抱いていた花菜。「花菜の死を無駄にしないため、教育現場の責任を法廷で問いたい」私は気持ちを奮い立たせるように遺影の花菜を見つめました。

【2012年4月15日中日新聞参照】



## 両親6000万円賠償提訴へ

### 「司法の場 責任追及」

記 西野 友章

私たちは17日豊橋市や体験学習を受け入れた施設を設置した静岡県などに約6千万円の損害賠償を求める訴えを名古屋地裁豊橋支部に起こすことを明らかにしました。

私は豊橋市役所で記者会見しました。「学校の責任を問うてきたが、市から謝罪はない。市の認識を改めさせるにはもはや司法の場しかない」と話しました。

体験学習は荒天の中、実施されました。私たちは青年の家だけでなく中学校にも訓練を安全に行われるよう配慮する義務があったと主張しています。

豊橋市の佐原光一市長は4月の定例記者会見で「静岡県がやっているしっかりした施設だということ的前提に行事を組み立てた」と述べ、学校側の責任について否定的な考えを示しています。

類似の事故をめぐる訴訟には先例がある。新潟県で05年、カヌー実習中の千葉県立高校の女子生徒（当時16）が死亡した事故で、両親が千葉県と実習した業者に損害賠償を求める訴訟を東京地裁に起こしました。地裁は08年「実習を企画、立案した学校側が一次的な安全配慮義務を負う」として県と業者に計4170万円の支払いを命じました。

【2012年4月17日朝日新聞夕刊参照】

## 「豊橋市の責任 明確に」

### 父親提訴へ 「安全配慮義務怠る」

記 西野 友章

浜松市の浜名湖で10年6月に起きた豊橋市立章南中の手こぎボート転覆事故で死亡した西野花菜（当時12）の父親である私は17日豊橋市役所で記者会見し安全配慮義務を怠ったなどとして、同市などを相手取り損害賠償を求め名古屋地裁豊橋支部に提訴すると発表しました。

他に、被告として「静岡県立三ヶ日青年の家」を設置した静岡県と指定管理者で訓練を行った「小学館集英社プロダクション」。賠償額は未定ですが、現在の試算で6000万円超えになる見込みです。事故の起きた6月18日前に第1回口頭弁論を開くことができるよう、5月の早い段階で提訴します。

会見で私は冒頭、声明を読み上げ、市が責任を感じないと事故が繰り返されると訴え、「市の責任を明確にするため」と提訴の理由を説明しました。また提訴は本意ではないことを繰り返して「静岡県は謝罪し、再発防止に取り組み、誠意が十分伝わってきた。市が反省して再発防止に努めてくれれば、娘の死は無駄にならない」と強い基調で話しました。小林修弁護士も「市長は教育委員会の問題とするが、子どもの安全を図ることは市に義務がある。静岡県と示談にしよう」と、市の責任が葬られてしまうなどと話しました。一方、佐原市長は「再発防止の取り組みに全力を尽くしてきたが誠意が伝わらなかったものと残念に受け止めている」との談話を発表した。

【2012年4月18日毎日新聞参照】

